

○ 災害救助基金の積立率について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府政策企画部  (危機管理室)	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成22年7月2日 平成22年8月4日
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	業 務
<b>指摘事項</b> 災害救助基金の積立額が、災害救助法の法定率を下回っていた。			
<b>指摘事項の内容等</b> 1 危機管理室において、災害救助法により規定されている災害救助基金の積立額が、平成19年度包括外部監査において、積立率が97.0%（平成19年4月1日現在）で、法定の充足率を満たしていないことを指摘されているにも関わらず、今回、更に平成22年度積立率が76.3%であり、100%の積立率ではなかった。  2 今後、法定の積立率を達成されたい。  [災害救助基金の内容] 1 基金の目的 都道府県は、災害救助法による救助に要する費用等（国庫は約二分の一負担）の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかねばならず（災害救助法第37条）、各年度における最少額は以下による（同法第38条第1項）。  $\boxed{\text{最少額}} = \text{前年度の前3年間の普通税収入額（決算額）の平均年額} \times 5 / 1000$  2 現状 基金現在高（平成22年4月1日現在）			
項 目	金 額	法定最小積立額	
預 金	3,239,923,861円	災害救助法第38条の規定により、毎年度、当該年度の前年度の前3年間（ <sup>18</sup> <sup>19</sup> <sup>20</sup> ）における普通税収の決算額平均の1,000分の5に相当する額	
有価証券	0円		
物 資	1,653,795,024円		
計	4,893,718,885円	6,413,690,040円	
要積立額		1,519,971,155円	
※積立率：76.3%			

○ 重要物品の管理について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府総務部 （IT推進課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月22日から 平成22年8月6日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	物品

**指摘事項**

IT推進課が保有するOA機器類（重要物品）については、定期的に現況把握し、それらの利用可能性等を判断すべきところ、1,515百万円のうち1,469百万円が保守期限切れや利用者がいないなどの理由により利用されていなかった。

**指摘事項の内容等**

1 現状

IT推進課では、平成22年3月末現在において重要物品1,515百万円を保有している。これらの大半は、インターネットデータセンター内のOA機器類（サーバー、バックアップ装置等）であり、その管理は当該施設の指定管理者に委ねているが、IT推進課は指定管理者からの管理状況に関する報告は受けておらず、現物の現状確認が行われていない。

監査時点において、これらの資産性を確認するため、指定管理者に対してOA機器等の利用状況を確認してもらったところ、81点のうち、42点（913百万円）は、すでに保守期限切れ（平成20年度以前のもの540百万円、平成21年度中のもの373百万円）のため、今後の使用は困難な状況にあり、33点（556百万円）は、現在未利用との報告を受けた。また、現在未利用の物品については、メーカー保守期限は到来しておらず、使用は可能なものの利用者がいない、あるいはコスト削減の観点から、現在の運営状況に合わせ、機器接続を行っていないとのことである。（下表参照）。

（単位：円）

利用状況	件数	金額合計
保守期限切れにより使用困難	42	913,085,809
現在未利用	33	556,100,808
利用中	6	46,415,638
合計	81	1,515,602,255

2 IT推進課における状況

当課では、監査の指摘があるまで、重要物品について適時な調査や指定管理者からの報告を受ける等を実施しておらず、利用されていない物品が大半であるという状況を把握していなかった。

3 指摘事項の内容

大阪府財務規則を適切に適用し、物品を良好な状態で保管し、使用する必要のない物品を適時に処分するには、現況把握が不可欠であり、このような状況を把握する体制がなかったことが問題である。今後、重要物品に関する体制整備を行い、それらの現況を把握し、使用見込みがないものについては、速やかに不用の決定及び処分を行う必要がある。

また、当該物品は重要物品として「財産に関する調書」に記載されているが、当該調書には、実際に利用され、府民にサービス提供可能なものが計上されなくてはならない。しかし、上記のように、不用の決定が適時にされないことで、今後サービスが提供される見込みの低い物品が「財産に関する調書」に計上されたままとなっていることも問題である。

さらに、これらの状況が把握されていなかった理由の一つに、指定管理者との間において管理体制の取り決めが不十分だったことが挙げられる。指定管理者との間では、「大阪府立インターネットデータセンターに係る指定管理者の管理運営に関する基本協定」第9条（管理物件の管理等）を定めているが、定期的な現物報告に関しては明文化されていない。指定管理者との協定書において、管理物品の現況を定期的に府へ報告する義務を定めるなどにより、指定管理者との連携も含め、管理体制の見直しが必要である。

今後、大阪府では新公会計制度の導入が予定されており、重要物品は資産として認識し、適時に適切な会計処理を行っていく必要がある。そのためには、資産の現況把握を適時に行い、処理することが前提となるため、現状の管理体制の不備については早急に改善を行うべきである。

#### 大阪府財務規則

##### （物品の保管及び管理）

第82条 出納員は、物品（使用中のものを除く。）を良好な状態で保管しなければならない。

2 物品取扱責任者は、物品(使用中のものに限る。)を良好な状態で管理しなければならない。

第87条 知事又は第三条の規定を作成の上物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第四十九号）を作成の上不用の決定をしなければならない。

2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。

○ 胃集団・大腸検診等委託契約の契約方法について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府総務部 （人事室企画厚生課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月22日から 平成22年8月6日まで
処理区分	指示事項	事務区分	歳出
<p><b>指示事項</b> 胃集団・大腸検診等委託契約の契約方法を確認したところ、随意契約の方法が採られていたが、一般競争入札を採用することを検討すべきである。</p>			
<p><b>指示事項の内容等</b></p> <p>1 現状 財団法人大阪がん予防検診センターとの胃集団・大腸検診等委託契約について、随意契約の方法を採用しており、平成21年度の支出額は<b>23,254</b>千円であった。 随意契約理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づくものであり、「府内全域の検診場所（32箇所）に対応でき、その結果に基づく精密検査及び前年までの精密検査の結果の経過観察（管理検診）のための経年検査結果データの保有が不可欠な業務のため」との理由であった。 一方、平成19年度から平成21年度に実施した定期健康診断及び特別健康診断については、一般競争入札の方法で業務委託しており、契約期間3年間を基礎として算定した予定価格が<b>178,296</b>千円であったのに対して、実際支出額は<b>70,034</b>千円であった。</p> <p>2 指示事項の内容 胃集団・大腸検診等委託契約の随意契約理由は不合理とまでは言えないものの、同様の理由で随意契約も可能と考えられる定期健康診断及び特別健康診断については一般競争入札を採用しており、これにより相当の委託費が削減されている。この状況を勘案すると、胃集団・大腸検診等委託契約においても一般競争入札を採用することで委託費の軽減が期待されると考えられるため検討すべきである。</p>			

○ ラフォーレ倶楽部に対する預託金の見直しについて

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府総務部 (人事室企画厚生課)	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成22年6月22日から 平成22年8月6日まで
処理区分	指 示 事 項	事務区分	財 産
<p><b>指示事項</b></p> <p>ラフォーレ倶楽部に対する預託金については、現状は、職員の福利厚生目的のための特典を利用しているが、利用状況が低調であることから、当該特典の福利厚生として必要性を検討し、脱会の上、預託金の返還を受けることも含め、検討することが望まれる。</p>			
<p><b>指示事項の内容等</b></p> <p>1 預託金を差し入れた当初の目的 昭和63年4月1日に預託金69百万円を差し入れているが、当初の目的は、ラフォーレ倶楽部に加入することにより、職員及びその家族が宿泊施設などを会員料金で利用できるという福利厚生と、利用できる施設が研修に適していたことの2点である。</p> <p>2 現状 研修を内部施設で実施するようになったため、福利厚生が主目的となっているとのことであるが、共済組合が実施していたライフプランセミナーも中止され、職員の当該特典の利用のみとなっている。 職員の当該施設の利用状況は、低調であり、大阪府にとって福利厚生としての必要性を検討すべき時期にきていると考えられる。</p> <p>3 指示事項の内容 職員の利用の状況、共済組合の厚生事業としてホテル等の宿泊利用との重複、府の財政状況に対する配慮等を踏まえ、脱会の上、預託金の返還を受けることを前提として、検討することが望まれる。</p>			

○ 新幹線のぞみ号の利用等について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府総務部 （人事室企画厚生課）	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成22年6月22日から 平成22年8月6日まで
処理区 分	指 示 事 項	事務区分	業 務
<b>指示事項</b> 新幹線の利用方法について、これまでのダイヤ改正や「のぞみ号」利用料金の引き下げなどによる社会環境の変化等を踏まえた取扱いの見直しを検討されたい。 また、回数券等、各種割引制度に関する取扱いについても府民の理解が得られるよう、その取扱いを検討されたい。			
<b>指示事項の内容等</b> 1 新幹線のぞみ号について (1) 現状 管外出張の際の新幹線の利用について、原則「ひかり号」を利用するものとされ、「のぞみ号」の利用は、平成14年4月1日から「旅行日数が減じることができる場合」に限って認めていたが、平成15年10月1日に実施された「のぞみ号」増発時に、これに加え例外的に公務に支障がある場合に限り利用することができるものとされている。（旅費事務の手引参照） (2) のぞみ号の運行状況等 現行の新幹線のダイヤをみると、例えば、東京出張の場合、「のぞみ号」は、所要時間2時間30分～2時間37分程度で、おおむね1時間に7本～8本運転されているのに対し、「ひかり号」は、所要時間2時間53分～3時間7分程度、おおむね1時間に2本しか運転されていない。 また、「のぞみ号」と「ひかり号」とでは所要時間で30分程度差があり、「ひかり号」の運転が30分に1本であることに鑑みると、東京に滞在できる時間に1時間以上の違いが出る。 さらに、料金は、片道「のぞみ号」14,050円、「ひかり号」13,750円とその差は片道300円にとどまる。 (3) 近畿府県及び国の状況 近畿府県や国の「のぞみ号」の利用について調査したところ、次のとおりであり、「のぞみ号」の利用が一般的に認められている状況である。 京都府 所属長が認める場合は利用可 奈良県 利用可 兵庫県 利用可 和歌山県 利用可（スーパーくろしお、ひかり、のぞみのいずれを利用しても費用は同じ） 国 時間的な条件も考慮した上で、旅行命令権者がのぞみ号利用を判断可（旅費業務に関する標準マニュアル） ※ 平成22年6月18日付けでマニュアルの徹底を閣議決定 (4) のぞみ号の利用状況 JR東海の資料によると、平成15年10月の「のぞみ号」指定特急料金の引き下げと抜本的なダイヤ改正を契機として、「のぞみ号」の運行本数が「ひかり号」を上回り、利用状況においても「のぞみ号」が飛躍的に伸びている。			

1 日当たりの運行本数 平成14年度 ひかり 125本 のぞみ 75本  
平成21年度 ひかり 66本 のぞみ 173本  
小田原静岡間における乗客の平成14年度に対する伸び率  
平成21年度 ひかり 113% のぞみ 246%

## 2 割引制度について

鉄道運送事業者等においては、回数券や早期予約の取扱いなど、様々な割引運賃の制度を設定しており、旅費支給額との間に差異が見られるケースがある。

〔J R東海新幹線（新大阪～東京 片道）における割引運賃の比較〕

- ・ 通常料金（ひかり号） 13,750円
- ・ 新幹線回数券20 13,240円（20枚綴り、1枚当たり）
- ・ のぞみ指定席回数券 13,750円（6枚綴り、1枚当たり）
- ・ ひかり早得きっぷ 12,000円（ひかり号のみ乗車可）
- ・ エクスプレス予約 13,200円（EX-IC(チケットレスサービス)の場合は13,000円）
- ・ EX-IC早特 12,000円

※ エクスプレス予約（EX-IC含む）は、クレジットカードへの入会（年会費1,050円）が必要

## 3 指示事項の内容

管外出張時における新幹線の利用については、これまでの運行ダイヤの改正や利用料金の引き下げ等の状況を踏まえ、時間も経費との認識に立って、所属長の判断とするなど「のぞみ号」を柔軟に利用できるよう再検討すべきである。

また、鉄道運送事業者等において設定されている様々な割引運賃の制度を利用した場合、旅費支給額と実際の支出金額との間に差異が生じることが考えられることから、これらの取扱いについても併せて検討すべきである。

○ 公の施設の指定管理者制度に係る決裁権者について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府総務部  (人事室人事課)	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月22日から 平成22年8月6日まで
処理区分	指示事項	事務区分	業 務
<p><b>指示事項</b></p> <p>公の施設の指定管理者制度について、利用料金制を採用する場合は、基本協定及び契約書等に委託金額が記載されない場合もあり、現行事務決裁規程上は、決裁権者が明確とは言えない。公の施設に係る指定管理は、そのあり方によって府民生活へ直接影響を与えるおそれがあることから、契約に係る委託料の金額の有無・多寡にかかわらず契約の締結及び変更を原則部長以上の決裁とするなど、全庁的な取扱いを統一し、責任の所在を明確にするため、事務決裁規程の整備等を図られたい。</p>			
<p><b>指示事項の内容等</b></p> <p><b>1 現 状</b></p> <p>(1) 契約の締結及び変更に係る事務決裁権者 大阪府の事務決裁規程においては、契約の締結に関して金額により決裁権者が定められている。</p> <p style="padding-left: 40px;">契約金額 5億円以上 副知事決裁 2億円以上5億円未満 部長決裁 2億円未満 課長決裁</p> <p>(2) 指定管理者制度の導入状況 公の施設に係る指定管理者制度は平成 12 年の地方自治法の改正により導入されたものである。</p> <p style="padding-left: 40px;">大阪府の公の施設のうち、指定管理者制度を導入している施設は平成 22 年 4 月 1 日現在で、54 施設となっている。</p> <p>(3) 指定管理者に係る決裁権者 指定管理者に係る決裁権者については、現行事務決裁規程においては独自の定めがなく、一般の契約に関する規定が適用され、契約金額によって決裁権者が定められているとともに、同規程第 8 条の規定により、特に重要と認められる場合は専決規定にかかわらず上司の決裁を得ることと規定されている。</p> <p>(4) 大阪府立インターネットデータセンターに係る指定管理者の契約について ア 大阪府立インターネットデータセンター（以下「府立 IDC」という。）については、平成 15 年に公の施設として設置され、当初から利用料金制による運営委託が行われていたが、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度が導入されている。</p> <p style="padding-left: 40px;">当該施設の指定管理に係る基本協定は、指定管理者を公募のうえ、平成 18 年 3 月 28 日付けで、当時の企画室長の決裁により締結されている。</p> <p style="padding-left: 40px;">決裁日 平成 18 年 3 月 28 日</p> <p style="padding-left: 40px;">基本協定の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで</li> <li>・ 利用料金制による（平成 18 年度に限り予算の範囲内で委託料を支払う。）</li> <li>・ 指定管理者は、指定管理期間内において、建物・設備の改修費用として 140,899</li> </ul>			



千円を支出する。

しかしながら、平成18年11月24日には、基本協定の変更協定が、当時の商工労働部科学・バイオ振興課長の決裁で締結され、基本協定において指定管理者が指定管理期間内に支出する改修費を140,899千円から101,366千円に減額することとされている。

イ 上記基本協定の変更協定は、基本協定の内容のうち、指定管理者の指定管理期間中における負担の軽減に関するものであり、重要な内容の変更である。

かかる重要な基本協定の内容の変更が課長決裁で行われたことについては、事務決裁規程の適切な運用という点から疑義がある。

## 2 指示事項の内容

公の施設に係る利用料金制と指定管理者制度の導入により、公の施設に関する府民へのサービスの充実と維持管理に係る大阪府の負担軽減効果が期待されているところである。

公の施設の管理運営は、府民の生活に直接影響与える可能性が高いことから、それらに係る府の意思決定は重要事項であることはいうまでもない。

しかしながら、現在の事務決裁規程は、指定管理者制度導入後の適切な事務決裁区分の運用の面からみて十分とはいえず、手続きの統一性を確保するとともに責任の所在を明確化するため規定の整備等を図る必要性がある。

大阪府事務決裁規程（昭和36年大阪府訓令第41号）

（副知事の専決事項）

第3条 副知事が専決できる事項は、次のとおりとする。

6 予定価格が1件5億円以上の工事その他の請負、委託又は受託に関すること。

（部長の専決事項）

第4条 部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

19 予定価格が1件2億円以上5億円未満の工事その他の請負、委託又は受託に関すること。

（課を置かない室の室長等の専決事項）

第6条 室のうち課を置かない室（以下「課を置かない室」という。）の室長又は課の課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

24 予定価格が一件二億円未満の工事その他の請負、委託又は受託に関すること。

第8条 第3条から前条までの規定にかかわらず、特命のあった事項又は特に重要若しくは異例と認められる事項については上司の決裁を受けなければならない。

○ 決裁遅延について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府府民文化部 （私学・大学課、府政情報室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年7月7日から 平成22年8月25日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出
<b>指摘事項</b> 委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出伺の起案及び決裁ができていないものがあった。			
<b>指摘事項の内容等</b> 1 府民文化部における委託契約等に係る支出手続について確認したところ、契約期間の開始後や業務の実施後に経費支出伺の起案・決裁が行われているものがあった。			
[私学・大学課]			
内 容	指定物品「大学ランキング2010年版」の購入について		
納品日	平成21年5月12日		
起案日	平成21年4月28日（実際の起案日は平成21年7月10日）		
決 裁 日	平成21年4月28日（実際の決済日は平成21年7月10日）		
経費支出額	2,100円		
（注） 行政文書管理システムでは、任意の日を起案日として設定できるが、実際に起案を行った日は「履歴」としてシステム内に記録される仕組みになっている。「起案日」欄の（ ）内は「履歴」に記録された実際の起案日。（以下の案件についても同じ）			
内 容	指定物品「第四次改訂版 逐条解説 宗教法人法」の購入について		
納品日	平成21年7月6日		
起案日	平成21年7月3日（実際の起案日は平成21年9月8日）		
決 裁 日	平成21年7月3日（実際の起案日は平成21年9月8日）		
経費支出額	4,725円		
[府政情報室]			
内 容	指定物品「官報（平成21年4月～平成22年3月分）」の購入について		
契約期間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで		
起案日	平成21年4月1日（実際の起案日は平成21年10月16日）		
決 裁 日	平成21年4月1日（実際の起案日は平成21年10月19日）		
経費支出額	43,152円		
2 業務委託等に際しては、契約に係る組織的な意思決定のため、経費支出伺の決裁を行った上で契約を締結（支出負担行為）することとしている。 これらの事案については、支出の原因となるべき契約に係る組織的な意思決定が行われないうちに、当該行為が実施されていたことになり、大阪府財務規則第39条に違反するものである。			

3 本件については、部としてのコンプライアンスに対する姿勢、組織としての内部統制のあり方、意思形成過程のあり方にも関わる基本的な課題であり、部として改善に取り組む必要がある。

今後は、このようなことのないよう十分注意するとともに、再発防止のための措置を講じられたい。

(参考)

○地方自治法

(支出負担行為)

第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

○大阪府財務規則

(支出負担行為)

第 39 条 知事又は第 3 条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。

2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第 29 号の 2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

○ 契約の履行確認について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府府民文化部 (都市魅力創造局文化課)	監 査（ 検 査 ） 実 施 年 月 日	平成22年7月7日から 平成22年8月25日まで
処 理 区 分	指 摘 事 項	事 務 区 分	歳 出

**指摘事項**

前金払の施設管理運営業務委託契約について、履行確認が適切に行われていないものがあつた。

**指摘事項の内容等**

- 1 大阪府立現代美術センター管理運営業務契約に係る事務手続について確認したところ、契約書に基づき、業務終了後受託者から事業報告書等が提出されたものの、検査調書の作成が行われていなかった。

契約期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
契約金額	20,691,000 円
支払方法	前金払（均等に4分割し、4月、7月、10月及び1月に請求書受理後10日以内に支払う。）

- 2 概算払と異なり、前金払をしたときは、精算を行う必要はないものの、業務完了後、契約の履行の確認を行い、検査調書を作成することとされている。  
本件については、検査調書の作成が行われておらず、大阪府財務規則に違反するものである。
- 3 今後、このようなことのないように十分に注意するとともに、再発防止のための措置を講じられたい。

(参考)

地方自治法（昭和22法律第67号）

(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）

(検査)

第69条 契約局長は、次の各号に掲げる検査を、その所属職員以外の職員に行わせることができる。

(1)(2) 略

2・3 略

- 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上記名押印し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。

○ 通勤手当の支給事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府府民文化部 （都市魅力創造局 生涯スポーツ振興課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年7月7日から 平成22年8月25日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

**指摘事項**

通勤手当の支給事務において、病気休暇により勤務実態がない期間があったにもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあった。

また、通勤経路の変更に伴う通勤手当の精算事務が適切に行われていなかったため、過払いとなっているものがあった。

**指摘事項の内容等**

- 1 都市魅力創造局生涯スポーツ振興課のA職員は、平成21年10月に6か月分の通勤手当の支給を受けたが、平成22年1月18日から同年3月22日まで病気休暇を取得し、平成22年2月分については勤務実態がなく支給要件が消滅していたにもかかわらず、当該手当について戻入処理が行われなかったため、下記のとおり過払いとなっていた。

支給期間	既支給額	再計算による 正支給額	過払支給額
平成21年10月～平成22年3月	49,200円	44,490円	4,710円

- 2 B職員は、平成22年2月に住居を変更したため、通勤経路の変更申請を行ったが、これに係る精算手続が行われなかったため、下記のとおり過払いとなっていた。

支給期間	既支給額	再計算による 正支給額	過払支給額
平成21年10月～平成22年3月	58,310円	53,600円	4,710円

- 3 本件については、速やかに戻入等の是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう十分注意されたい。

(参考)

**○職員の通勤手当に関する規則**

第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないことになるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。

○ 備品出納簿の管理について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府府民文化部 （都市魅力創造局文化課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年7月7日から 平成22年8月25日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	物品

**指摘事項**

備品出納簿とデータベースの数量、金額が一致しておらず、所蔵美術作品の現物とも照合できていなかった。

平成23年度から試行運用する新公会計制度の財務諸表に正しく反映できるよう、備品出納簿を適正に管理する必要がある。

**指摘事項の内容等**

1 都市魅力創造局文化課では、現代美術センターの運営を委託していた指定管理者（クリーン・プラザーズ）を通じて、文化課所蔵の美術作品（以下「作品」という。）のデータを収集・管理し、容易に検索・抽出などができるようにするため、平成18・19年度にかけて作品のデータベース化を図っている。

ところが、当該データベースと物品の管理台帳である備品出納簿（大阪府財務規則第80条）とが一致しておらず、データベース及び備品出納簿ともに、大阪府として作品の現物と照合していないため、その数値は不正確なものであり、備品出納簿の適正な管理が行われていなかった。

	数量	金額（円）
データベース	7,779	4,534,555,586
備品出納簿	7,001	4,318,417,514
差 引	778	216,138,072

2 また、大阪府では平成23年度から新公会計制度（複式簿記）を試行運用することになっており、作品は会計処理上、減価償却を行わないことから、取得年月日にかかわらず、作品の評価額がそのまま資産に計上されることになる。

しかし、備品出納簿とデータベースの数量、金額が一致しておらず、作品の現物とも照合できていないことから、現状のままでは新公会計制度における財務諸表は正確性・信頼性を欠いたものになる。

3 本件については、速やかに作品の現物と照合の上、備品出納簿を修正されたい。また、今後このようなことのないよう、定期的に備品出納簿と現物の照合確認をするなど適正な事務執行に努め、新公会計制度における財務諸表の正確性・信頼性に資するよう努められたい。

大阪府財務規則

第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。

2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。

- (1) 備品出納簿(様式第39号)  
(略)

○ 所蔵美術作品の管理経費について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府府民文化部 （都市魅力創造局文化課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年7月7日から 平成22年8月25日まで
処理区分	指示事項	事務区分	歳出

**指示事項**

所蔵美術作品の管理経費について、りんくう現代美術空間（RCAS）は収蔵庫としての利用のみで、展示スペース 769.95 平方メートルを利用していないにもかかわらず、これを含めた面積 1,010 平方メートルを元に年間賃借料 20,657 千円とする賃貸借契約を締結していた。  
貸主に対して賃貸面積を減じ、賃借料引下げの価格交渉をするなど、より一層の経費節減に努められたい。

**指示事項の内容等**

- 1 りんくう現代美術空間（RCAS）は、平成20年度末をもって閉館しており、都市魅力創造局文化課所蔵の美術作品（以下「作品」という。）の収蔵庫としてのみ利用している。  
ところが、りんくう現代美術空間（RCAS）閉館後の平成21・22年度とも、利用していない展示スペース769.95平方メートルを含む面積1,010平方メートルを元に年間賃借料20,657千円とする賃貸借契約を締結していた。

場 所 泉佐野市りんくう往来北1番7  
「関西エアポートワシントンホテル」多目的ホール等部分の一部

賃貸面積	展示スペース	769.95平方メートル
	収蔵スペース	205.50平方メートル
	その他（事務室等）	34.55平方メートル
	合 計	1,010.00平方メートル

りんくう現代美術空間（RCAS）作品収蔵庫保管点数

絵画	写真	版画	彫刻	工芸	書	ポスター	合計
398	3	45	64	88	374	0	972

**【参考】**

- 海岸通ギャラリー（CASO）（作品の収蔵庫として利用）

場 所 大阪市港区海岸通二丁目7-23

賃貸面積 238.77平方メートル

年間賃借料 5,519千円

海岸通ギャラリー（CASO）作品収蔵庫保管点数

絵画	写真	版画	彫刻	工芸	書	ポスター	合計
3,361	1,339	264	42	6	11	107	5,130

- 2 本事案については、貸主である財団法人大阪府タウン管理財団に対して、賃貸面積を減じ、賃借料引下げの価格交渉をするなど、より一層の経費節減に努められたい。

○ 財団法人関西消費者協会の費用負担について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府府民文化部 （大阪府消費生活センター）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月30日
処理区分	指示事項	事務区分	歳出

**指示事項**  
 大阪府消費生活センター（以下「センター」という。）及び財団法人関西消費者協会（以下「協会」という。）は、民間ビルに入居している。センターは、協会の入居部分を含め一括して賃借料及び共益費を支払い、協会から費用負担金を徴収しているが、費用負担の算定基準が協会の入居部分に見合ったものになっていない。  
 当面の措置として、協会に対し適正な賃借料及び共益費の費用負担の割合を是正されたい。  
 また、今後、センターと協会との使用関係やそれに伴う費用負担のあり方について、抜本的に見直されたい。

**指示事項の内容等**  
 1 大阪府消費生活センター（以下「センター」という。）及び財団法人関西消費者協会（以下「協会」という。）は、民間ビルに入居し、センターは協会の入居部分を含め一括して賃借料を支払い、協会からは費用負担金を徴収している。

**【費用負担の基本的な考え方】**

- ・ 協会の管理運営及び自主事業に係る賃借料及び共益費は協会負担
- ・ 府の受託事業に係る賃借料及び共益費は大阪府負担

**【費用負担の算定基準】**

- ・ **協会使用面積の割合**  $18.36坪 \div 177.706坪 = 10.3\%$   
 センター及び協会の入居部分（本室）177.706坪  
 協会の使用面積（府の受託事業のみに使用する面積を除く）18.36坪
- ・ **協会管理運営・自主事業比率**  $122時間 \div 861時間 = 14.1\%$   
 協会職員の1週勤務時間861時間（府の受託事業のみに使用する面積での勤務時間を含む）のうち管理運営・自主事業時間122時間（34時間+88時間）

	人数	1週勤務時間 (時間)	管理運営 (時間)	自主事業 (時間)	受託事業 (時間)
役員・総務グループ	6	174	34	3	3
相談グループ	14	428			428
啓発1グループ	4	124			124
啓発2グループ	4	135		68	67
合計	28	861	34	88	739

- ・ 協会の月額賃借料及び共益費の算定額  
 （月額賃借料2,452,165円＋月額共益費613,263円） $\times 1.05 \times 10.3\% \times 14.1\% = 46,800$ 円（消費税込み）  
 年額賃借料及び共益費 561,600円



2 上記、算定基準のうち、表の網掛け部分である受託事業時間の相談グループ428時間、啓発1グループ124時間は、受託事業のみで使用する面積における勤務時間であるので、協会の負担割合を二重で控除していたことになる。負担割合を整理し、賃借料等を試算すると次のとおりとなる。

861時間－（428時間＋124時間）＝309時間

協会管理運営・自主事業比率 122時間÷309時間＝39.4%

（月額賃借料2,452,165円＋月額共益費613,263円）×1.05×10.3%×39.4%＝130,600円（消費税込み）

年額賃借料及び共益費 1,567,200円

2 賃借料及び共益費の算定額の基礎のうち、協会使用面積の割合は府の受託事業のみに使用する面積を除いているにもかかわらず、協会管理運営・自主事業比率の分母に府の受託事業のみに使用する面積での勤務時間を含めているため、当該比率が小さく押さえられているので、費用負担の算定額が協会の入居部分に見合ったものとなっていない。

当面の措置として、協会に対し適正な賃借料及び共益費の費用負担の割合を是正されたい。

また、今後、センターと協会との使用関係やそれに伴う費用負担のあり方について、抜本的に見直されたい。

○ 公募型プロポーザル方式による契約事務について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府福祉部 (障がい福祉室)	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成22年6月14日から 平成22年8月20日まで										
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	歳 出										
<p><b>指摘事項</b></p> <p>府緊急雇用創出基金を財源として、公募型プロポーザル方式により業者選定し、随意契約を予定していた業務委託において、契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁がなされておらず、長期間にわたり契約を締結しないまま業務を行わせ、委託業務の一部が完了していないものがあつた。</p> <p>また、応募受付期間の設定が短期間であるなど、業者選定過程における事務手続が不適正なものがあつた。</p>													
<p><b>指摘事項の内容等</b></p> <p>1 福祉部における委託契約等に係る事務手続について確認したところ、以下の契約等において、契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁がなされておらず、長期間にわたり契約を締結しないまま業務を行わせていた。</p> <p>(1) 契費支出伺・契約締結伺の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当室課：地域生活支援課</li> <li>・事業種別：緊急雇用創出基金事業</li> <li>・契約方法：随意契約（公募型プロポーザル方式）</li> <li>・委託事業：「障がい者が暮らしやすい地域づくりのための社会資源調査・地域診断事業」</li> <li>・業務内容：泉州地域を対象エリアに、障がい福祉サービス事業所の設置状況・サービス内容、その他就労・教育・保健・医療等関係支援機関の提供できる支援内容に関する情報の収集、データ整理・地域への配付、地域診断及び本事業実施のためのワーキングチーム会議の開催・運営</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>契約締結年月日</td> <td>平成21年11月1日</td> </tr> <tr> <td>契 約 期 間</td> <td>平成21年11月1日～平成22年3月31日</td> </tr> <tr> <td>起 案 日</td> <td>平成21年10月30日（実際の起案日は平成22年3月15日）</td> </tr> <tr> <td>決 裁 日</td> <td>平成22年3月15日</td> </tr> <tr> <td>契 約 金 額</td> <td>28,105,000円</td> </tr> </table>				契約締結年月日	平成21年11月1日	契 約 期 間	平成21年11月1日～平成22年3月31日	起 案 日	平成21年10月30日（実際の起案日は平成22年3月15日）	決 裁 日	平成22年3月15日	契 約 金 額	28,105,000円
契約締結年月日	平成21年11月1日												
契 約 期 間	平成21年11月1日～平成22年3月31日												
起 案 日	平成21年10月30日（実際の起案日は平成22年3月15日）												
決 裁 日	平成22年3月15日												
契 約 金 額	28,105,000円												

## (2) 契約前手続の処理経過

手 続	期 間 等	
緊急雇用創出基金事業としての事務	応募（商工労働部雇用推進室）	平成21年6月30日
	事業としての採択決定	平成21年8月7日 (内示：同年7月24日)
公募型プロポーザル方式としての事務	事業者選定にかかる事前協議 (総務部行政改革課)	平成21年9月16日
	公募の公示、要領配布	平成21年9月24日
	公募の受付期間	平成21年9月29日～同年10月2日
	選定委員会 (プレゼンテーション、委託業者選定)	平成21年10月16日
	委託事業者から業務実施確認書の受理	平成21年10月30日

※ 本件は、緊急雇用創出基金事業の第二次募集で事業採択されたもので、プロポーザル等の事前手続を考慮すれば、事業期間は最大でも6か月となる。

### 2 決裁遅延

業務委託等には、契約に係る組織的な意思決定を行う必要があるため、経費支出等の決裁を行った上で契約を締結（支出負担行為）することとしている。

本件については、支出の原因となるべき契約に係る組織的な意思決定が行われないうまま、当該行為が実施されていたことになり、大阪府財務規則第39条に反するものである。

### 3 委託業務の未完了及び不十分な業務完了検査

本件の委託業務内容は、仕様書によると、情報の収集、データ整理・地域への配付、地域診断となっているが、事業報告書及び納品された成果物（社会資源情報集）を確認したところ、地域の情報が収集され、データの整理はされているが、地域診断に該当する記述がなされていると認めることは困難である。

また、仕様書において「地域診断」についての具体的な作業内容が示されていないこともあり結果として、地方自治法施行令第167条の15第2項に基づく業務完了検査が適正に行われていないものと判断する。

### 4 業者選定過程における不適正な事務手続

- 本事業は、公募型プロポーザル方式により業者選定されている。  
同方式は、公募により企画や技術提案に加え、必要に応じて実績・経験等の資料を求め、それらを総合的に評価し、想像力と技術力、経験と実績を持つ最も適切な委託先や設計者等の事業者を選定するものである。
- 本件の業者選定過程における事務手続を確認したところ、事業者公募の公示日から受付期間最終日までの期間が9日間、応募者は1者となっていた。
- 現在運用されている「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」（以下「府の基準」という。）によると、募集期間は原則として1か月と定められているが、府の基準は、現在の運用担当である総務部契約局において、平成22年2月1日に制定、適用は同年4月1日以降に公示した案件となっていることから、本件は府の基準は適用されない。
- しかしながら、同局が定める一般競争入札業務フロー（委託業務）によると、入札公告から開札までの標準事務処理期間は4週間から5週間程度と設定されている。

・ さらに、府においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、府の発注する委託役務業務等の入札及び契約について、第三者の公正中立な立場から入札、契約の過程及び内容について審議し、入札及び契約事務の適正な執行を図るため、府入札監視委員会が設置されている。

府のホームページで情報開示されている会議の概要によると、府が発注した公募型プロポーザル方式による契約案件で、募集期間が12日から16日となっているものについて、短期間につき適正な提案が出されないおそれがある等が問題提起されている。

・ 以上のことを考慮すれば、本件の募集期間が9日間と著しく短期間であること、また、複数の応募が実現されなかったことから、公募型プロポーザル方式の競争性を著しく阻害したおそれがあると判断する。

・ また、業者選定に際しては、外部の有識者で構成される選定委員会においてプレゼンテーションを実施し、要件の審査を行っているものの、上記3に記載したとおり、仕様書において「地域診断」についての具体的な作業内容が示されていないことから判断して、明確な審査基準をもって十分な審査が行われたとは認め難い。

・ 「大阪府随意契約ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によると、プロポーザル方式等の競争ないし比較競争により契約の相手方を予め特定している業務であれば、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして、例外的に随意契約は許容されると解釈されており、本件のように、当時の運用担当課である総務部行政改革課からの助言を得て、形式的には事務手続の手順を踏んでいるものの、実質的には随意契約が可能な要件を満たしていないものと判断する。

## 5 内部統制等

本件の決裁関与者及び関係者は、本件が公募型プロポーザル方式で業者選定され、具体的な事業実施内容についてはワーキンググループで協議されていたことを認識していたにもかかわらず、本件の起案・決裁が遅延していることについて、契約期間の終期の約2週間前まで、約5か月間もの長期にわたり、契約締結の遅延を放置していた。

また、委託業務が未完了であるにもかかわらず、不十分な業務完了検査を看過していた。

これらは、コンプライアンスに対する姿勢、組織としての内部統制のあり方、意思形成過程のあり方にも関わる課題を有している。

## 6 当該委託業務について、事業報告書及び納品された成果物等を精査・検証し、早急に是正措置を講じること。

決裁の遅延及び不十分な委託業務の完了検査については、今後このようなことのないよう、起案者のみならず、決裁関与者を含めて十分注意するとともに、再発防止のため、業務管理体制の点検を行い、改善措置を講じられたい。

また、今後、公募型プロポーザル方式により随意契約する場合にあつては、十分な計画性をもって事業を企画・立案、事前準備を行うとともに、業者選定過程における外形的公正性を担保するため、府の基準を遵守した事務手続を行われたい。

(参考)

## 地方自治法

### 第232条の3

普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

### 第234条の2

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため（中略）必要な監督又は検査をしなければならない。

## 地方自治法施行令

### 第167条の15

2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

## 大阪府財務規則

### 第39条

知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。

2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出何書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

○ 通勤手当の認定事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府福祉部 （子ども室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月14日から 平成22年8月20日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

**指摘事項**

通勤手当の認定事務において、経済的かつ合理的と認められる通勤経路があるにもかかわらず、任命権者による確認が行われなかったため、同手当が過払いとなっているものがあつた。

**指摘事項の内容等**

- 子ども室のA職員については、下記のとおり、平成20年4月1日を事実発生年月日として、自宅からX駅までは徒歩で、X駅から南海電鉄を利用して「天下茶屋」駅で大阪市営地下鉄に乗り継ぎ、「南森町」駅を経由して「天満橋」駅までの経路を申請し、同経路で認定された。
- 通勤手当の認定事務においては、「給与事務の手引」によると、交通機関の経路決定（鉄道に限る）に当たって、府庁本館を勤務公署とし、南方面から大阪市営地下鉄を利用して通勤する職員については、最寄り駅を「谷町四丁目」駅とする旨、定められている。

経路比較	既認定経路	自宅～X駅～天下茶屋駅 （徒歩）（南海電鉄） 天下茶屋駅～南森町駅～天満橋駅 （大阪市営地下鉄）	所要額 1か月 10,210円 6か月 55,140円
	給与事務の手引きによる経路	自宅～X駅～天下茶屋駅 （徒歩）（南海電鉄） 天下茶屋駅～堺筋本町駅～谷町四丁目駅 （大阪市営地下鉄）	所要額 1か月 9,110円 6か月 49,200円

- 本事案については、経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法でないにもかかわらず、誤って通勤手当の申請及び認定をしてしまったため、下記のとおり過払いが生じた。

過払支給期間	既支給額	正支給額	過払支給額
平成20年4月～平成22年9月	165,420円	147,600円	17,820円

（監査対象年度額 11,880円）

- 本件については、速やかに是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう、適正な事務の執行に努められたい。

### 職員の通勤手当に関する規則

(運賃等相当額の算出の基準)

第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

### 給与事務の手引

#### 16 通勤手当確認及び決定事務

##### 5 確認及び決定の基準

##### (2) 勤務公署の取扱い

オ 本庁周辺の建物を勤務公署とする場合

主な本庁周辺の建物別鉄道最寄駅の取扱いは下記のとおりとする。

建物 \ 鉄道最寄駅	大 阪 市 営 地 下 鉄		京阪電車
	南方面	北方面（鶴見緑地線利用の場合）	
府庁本館 府庁別館	谷町四丁目	天満橋（谷町四丁目）	天満橋
		(略)	

○ 行政財産の管理について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府福祉部 （地域福祉推進室、子ども室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月14日から 平成22年8月20日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	財産

指摘事項

行政財産の管理について、管理の実態と公有財産台帳の内容が整合しないもの、現在は大阪府の所有ではないにもかかわらず公有財産台帳に登載されているもの、公有財産管理システム移行前の紙台帳を紛失しているものがあつた。

指摘事項の内容等

1 福祉部地域福祉室が管理している行政財産について確認したところ、大東市末広町の土地について、管理の実態と公有財産台帳の内容が整合しないものがあつた。

(1) 公有財産台帳の内容は以下のとおりである。

索引 番号	分類	所在地名・地番	施設名	面積 (平方メートル)	所管課
03- 224- 000	行政 財産	大阪府大東市末広町 1068-1	引揚者住道寮	859.50	地域福祉 推進室

(2) 大東市末広町、住道駅南側一帯は元々福祉部社会援護課が所管する引揚者住宅であつた。引揚者住宅を段階的に縮小、廃止する過程で、児童福祉施設、府営住宅用地等に転用し、現在は中学校、府営住宅、民間マンション、公園等となっている。

地域福祉推進室所管の土地（末広町1068-1）については、現在は大東市立住道中学校西側の府道の歩道となっている。

2 子ども室が管理している行政財産について確認したところ、大東市末広町の土地について、現在は大阪府の所有ではないにもかかわらず、公有財産台帳に登載されているものがあつた。

また、公有財産管理システム移行前の紙台帳を紛失していた。

(1) 公有財産台帳の内容は以下のとおりである。

索引 番号	分類	所在地名・地番	施設名	面積 (平方メートル)	所管課
03- 305- 000	行政 財産	大阪府大東市末広町 887-8、887-23	あかね寮	127.08	子ども室

(2) 子ども室所管の土地（末広町887-8、同町887-23）については、現在は、売却及び交換済みで民間マンションの一部及び駅前ロータリーの一部となっている。

3 以上のように、管理の実態と公有財産台帳の内容が整合していない。

今後、複式簿記会計による新公会計制度の導入が予定されており、公有財産台帳は資産計上の基礎となる最も重要な台帳の一つである。正確な財務諸表を作成するためにも早急に是正されたい。



(参考)

大阪府公有財産規則

(公有財産台帳)

第15条 総務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。

2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。

(異動通知)

第17条 部局長等は、その所管する公有財産について公有財産台帳の登載事項に異動が生じたときは、速やかに、総務部長が定める方法により、総務部長に通知しなければならない。

(増減の確認)

第19条 部局長等は、総務部長が定める方法によりその所管する公有財産の年度間における増減状況を確認し、その結果を総務部長に通知しなければならない。

○ 契約事務について

監査(検査) 対象 機関・団体 (会計)	大阪府健康医療部 (保健医療室)	監査(検査)実 施年月日	平成22年6月21日から 平成22年7月28日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出
<p><b>指摘事項</b></p> <p>委託事業に係る事務処理について確認したところ、契約上、大阪府の承認を得て行うこととなっている再委託について、文書による承認手続を行わず、口頭のみにより承認を行っているものがあつた。</p>			
<p><b>指摘事項の内容等</b></p> <p>1 大阪府は大阪府救急医療情報センター業務について、社団法人大阪府医師会（以下「医師会」という。）に業務を委託している。  (参考) 救急医療情報センター業務  受託者：医師会  契約日：平成21年4月1日  契約期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日まで  契約金額：437,718,000円（精算額・消費税込）  契約方法：随意契約</p> <p>2 当該委託業務について確認したところ、医師会は当該委託業務の一部を株式会社Aへ再委託しており、株式会社Aは再委託業務の一部をさらにB株式会社に再々委託していた。</p> <p>3 救急医療情報センターの業務に関する契約書第15条において、受託者は大阪府の承認を得た場合に委託業務を再委託することが可能とされているが、上記2の再委託・再々委託業務の承認については、文書による承認手続が行われておらず、口頭のみによる承認を行っていた。</p> <p>4 大阪府行政文書管理規則第13条によると、意思決定に当たっては、事案が軽微なため文書の作成を要しない場合以外は文書を作成することとされている。  今後、このようなことのないよう十分注意されたい。</p>			

(参考)

#### 大阪府行政文書管理規則

(文書管理の基本)

第3条 事務は、原則として文書（図画、写真及びスライド等並びに電磁的記録を含む。以下同じ。）により処理しなければならない。

(行政文書の作成)

第13条 意思決定に当たっては文書（電磁的記録にあたっては、電子文書に限る。以下この条において同じ。）を作成して行うこと並びに事務及び事業の実績について文書を作成すること原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合及び及び処理に係る事案が軽微なものである場合は、文書の作成を要しないものとする。ただし、意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合にあつては、事後に文書を作成しなければならない。

#### 救急医療情報センターの業務に関する契約書

(再委託等の禁止)

第15条 乙は、この契約の履行に当たって、甲の承認を得たときを除くほか第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

○ 管外旅費の支給事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府健康医療部 （食の安全推進課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月21日から 平成22年7月28日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

**指摘事項**

管外旅費の支給事務において、実際は新幹線を利用していたにもかかわらず、誤って航空機を利用する経路で支出したため、旅費が過払いとなっているものがあった。

**指摘事項の内容等**

1 食の安全推進課A職員は、平成21年11月5日13時から同月6日12時までの会議に出席するため仙台市へ出張した際、実際は往復新幹線を利用していたにもかかわらず、往復航空機を利用する経路で旅費が概算払いされ、精算時においても、債務の額を確認することなく、支出命令と同額で精算されていたため、下記のとおり、過払いが生じていた。

また、管外出張において、航空運賃が支給される場合は、「職員の旅費に関する条例の運用について」により、「当該旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、旅行命令権者が航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認められる場合は支給できるものとする。」と定められており、本件は、航空機を利用しなくても会議に間に合うことから、航空機を利用することができる要件に該当せず、認定にも誤りがあった。

職員名	旅行日	既支給額	正支給額	過払い支給額
A職員	平成21年11月5日～6日	66,420円	48,620円	17,800円

2 本件については、速やかに是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう、適正な事務の執行に努められたい。

## 職員の旅費に関する条例

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

## 職員の旅費に関する条例の運用について

第8条関係

- 1 条例第15条に規定する航空運賃については、当該旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、旅行命令権者が航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認められる場合は支給できるものとする。

## 旅費事務の手引

- 航空機利用地域（平成11年3月31日付け職員第454号）

航空機を利用するものとする地域（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合を除く。）	北海道、沖縄県、宮城県、鹿児島県
航空機を利用することができる地域（旅行日数を減ずる場合に限る。）	青森県、岩手県、宮城県（仙台市以遠の地域に限る。）、秋田県、山形県、新潟県（新潟市以遠の地域に限る。）、愛媛県（松山市以遠の地域に限る。）、高知県（高知以遠の地域に限る。）、長崎県及び熊本県（熊本市以遠の地域に限る。）

## 大阪府財務規則

第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとしている。

○ 手数料収入について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	商工労働部  (雇用推進室人材育成課)	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成22年6月15日から 平成22年8月25日まで
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	歳 入
<p><b>指摘事項</b>            手数料収入について、証紙収入金整理特別会計から一般会計へ振替手続を行わなかったため、収入不足になっているものがあつた。</p>			
<p><b>指摘事項の内容等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金を持って歳入とするが、証紙は売りさばいた時点では、いつ使用されたかは明らかでないため、大阪府では証紙収入金整理特別会計（以下「特別会計」という。）を設置し売りさばき代金を歳入として整理し、証紙の使用実績に基づいて特別会計から一般会計の各手数料収入に振り替えることとしている。</li> <li>大阪府証紙徴収条例施行規則第16条によると、歳入徴収者は、毎月末現在における調定伺書（証紙用）を作成し、翌月10日までに会計管理者に送付しなければならないと規定されている。</li> <li>雇用推進室人材育成課は、平成22年3月29日に手数料（2,000円）を貼付した技能検定合格証書再交付申請書を2通受理した。            当該手数料については、調定伺書（証紙用）を作成し特別会計から一般会計の職業能力開発手数料収入に振り替えるべきところ、雇用推進室はその手続を行っていなかった。このため、平成21年度の歳入決算において、当該手数料4,000円が収入不足となってしまった。</li> <li>本件については、速やかに収入手続を行うとともに、今後、このようなことのないよう適正な事務執行に努められたい。</li> </ol>			
<p><b>地方自治法</b>  <b>第231条の2第2項</b>            証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。</p> <p><b>地方自治法施行令</b>  <b>第142条第1項第3号</b>            随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度。ただし、地方交付税、地方譲与税、交付金、負担金、補助金、地方債その他これらに類する収入及び他の会計から繰り入れるべき収入は、その収入を計上した予算の属する年度</p> <p><b>大阪府証紙徴収条例施行規則</b>  <b>第16条</b>            証紙収入金整理特別会計から一般会計へ振替するときは、歳入徴収者は、毎月末現在における調定伺書(証紙用)(様式第七号)を作成し、翌月10日までに会計管理者に送付しなければならない。</p>			

○ 管外旅費の支給事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	商工労働部  (バイオ振興課)	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月15日から 平成22年8月25日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

**指摘事項**

管外旅費の支給事務において、復命書の紛失等により概算払された旅費の精算を怠っているものや遅れて行っているものがあつた。

**指摘事項の内容等**

- 1 バイオ振興課における、国際バイオEXPO出展に関する管外出張に係る旅費の支給事務について確認したところ、復命書の紛失等により出張後、概算払された旅費の精算を怠っているものが1件、遅れて行っているものが4件あつた。

	出張日	精算の有無	精算日
A職員	平成21年7月3日	有	平成22年3月31日
B職員	平成21年7月3日	有	平成22年3月31日
C職員	平成21年7月2日	無	—
D職員	平成21年7月1日から平成21年7月3日	有	平成22年3月31日
E職員	平成21年7月1日	有	平成22年3月31日

- 2 大阪府財務規則第47条において、支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとしている。
- 3 本件については、是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう適正な事務の執行に努められたい。

(参考)

大阪府財務規則

(概算払の精算)

第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後三十日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。

○ 府と財団法人西成労働福祉センターとの費用負担について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	商工労働部 （雇用推進室雇用対策課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月15日から 平成22年8月25日まで
処理区分	指示事項	事務区分	歳出

**指示事項**

あいりん労働福祉センターにおいて、独立行政法人雇用・能力開発機構の所有施設の破損・老朽化等に伴う補修・修繕等に関して、府で実施されているものがあつたが、府と財団法人西成労働福祉センターの間で締結された委託契約書によれば、財団法人西成労働福祉センターで行われるべき箇所となっている。

施設の維持・補修の実施主体や負担について、府と財団法人の間で適切に整理を行い、是正すべきである。

**指示事項の内容等**

1 あいりん労働福祉センターについて

あいりん労働福祉センターは、あいりん総合センターの労働施設として昭和45年より下記の持分により厚生労働省・独立行政法人雇用能力開発機構・大阪府の3者により所有管理されている。

所有者	施設名称	面積
厚生労働省	あいりん労働公共職業安定所 （3F及び4F）	666.8㎡
大阪府	西成労働福祉センター （寄場を含む3F及び4F）	3,614.8㎡
（独） 雇用・能力開発機構	あいりん日雇労働者就職援護施設 （地下シャワー室等、1F寄場、2F更衣室等、3F管理室等）	6,460.0㎡

2 あいりん労働福祉センターの施設等の補修・修繕について

あいりん労働福祉センターのうち独立行政法人雇用・能力開発機構持分については、同機構から府に運営委託され、さらに府から財団法人西成労働福祉センターに運営再委託されている。

運営再委託契約書によると第7条において財団法人西成労働福祉センターは、施設の運営に必要な備品の購入及び修理に要する費用並びに建物の改造模様替え、又は、保全に要する費用を負担するものとする、とされている。

平成21年度に大阪府が実施した修繕等にかかる補修工事の状況は、以下のとおりである。

工事名	施行箇所	施行内容	金額
3,4階娯楽室椅子及び電気ストーブ破損補修工事	3,4階娯楽室	娯楽室補修工事	540,750円
経年劣化火災感知器取替工事	全館	火災感知器取替工事	1,470,000円
シャワールーム内シャワーヘッド取替工事	地下シャワー室	節水型シャワーヘッド取替工事	388,000円



### 3 結果

上記の補修工事のうち、火災感知器取替工事場所の一部及びシャワーヘッド取替工事については、委託契約書によれば、独立行政法人雇用・能力開発機構の持分に該当する箇所であるため、財団法人西成労働福祉センターで実施すべきところである。

このことについて、委託契約内容の変更等も含め、是正を図られたい。

○ 公の施設の使用料について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府環境農林水産部 （みどり・都市環境室）	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成22年6月16日から 平成22年8月11日まで
処 理 区 分	指 摘 事 項	事 務 区 分	歳 入

**指摘事項**

大阪府民の森の9園地のうち、くろんど園地、ほしだ園地及びちはや園地の施設について、条例に規定することなく、施設の利用に係る料金を徴収しているものがあつた。

**指摘事項の内容等**

1 環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課が所管する大阪府民の森の9園地のうち、ほりご園地を除く8園地（くろんど園地、ほしだ園地、緑の文化園むろいけ園地、くさか園地、ぬかた園地、なるかわ園地、みずのみ園地及びちはや園地）について、大阪府民の森条例第6条の規定により財団法人大阪府みどり公社（以下「公社」という。）を指定管理者として管理に関する業務を行わせているが、同条例ではほりご園地のコテージを除き、使用料又は利用料金が設定されておらず、以下の施設について、公社の自主事業として利用に係る料金を設定させ、公社に運営させていた。

(1) 有料駐車場（ほしだ園地）（平成10年10月開設）

車種	単位	料金
普通車	3時間まで	600円
	3時間超 1時間毎	100円
大型車	4時間まで	2,000円
	4時間超 1時間毎	1,000円

(2) キャンプ場施設（昭和53年夏期から順次供用）

施設		くろんど 園地	ちはや園 地	備考
種類	単位			
常設テント（6人用）	1張	4,000円	4,000円	炊事用具・食器代込み
常設テント（10人用）	1張	5,000円	5,000円	炊事用具・食器代込み
バンガロー	1棟	—	7,000円	炊事用具・食器代込み
持込み用テントサイト	1サイト	500円	500円	
バーベキューロストル	1基	1,500円	1,000円	網、鉄板、炊事用具、食器代込み
シャワー	3分	200円	—	

2 駐車場及びキャンプ場については、自主事業ではなく、指定管理者の業務として管理運営すべきものであり、条例により使用料又は利用料金の設定が必要である。

3 本件については、速やかに条例改正を行う等是正措置を講じるとともに、今後、このようなことがないように、適正な事務の執行に努められたい。

(参考)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5～7 略

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10・11 略

大阪府民の森条例（昭和53年大阪府条例第5号）

（設置）

第1条 府民に自然の風景地と親しむ場を提供し、もって府民の健康で文化的な生活の確保に資するため、大阪府民の森(以下「府民の森」という。)を設置する。

2 府民の森の位置は、次のとおりとする。

区分	位置
くろんど園地	交野市大字私部及び大字傍示地内
ほしだ園地	交野市大字星田地内
緑の文化園むろいけ園地	四条畷市大字逢阪、大字清滝及び大字南野地内
くさか園地	東大阪市善根寺町、日下町及び上石切町地内
ぬかた園地	東大阪市山手町及び額田町地内
なるかわ園地	東大阪市東豊浦町、上四条町、上六万寺町及び六万寺町地内
みずのみ園地	八尾市大字楽音寺及び大字神立地内
ちはや園地	南河内郡千早赤阪村大字千早地内
ほりご園地	泉南市信達葛畑地内

（指定管理者による管理）

第6条 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、府民の森の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 府民の森の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務
- (2) 府民の森の維持及び補修に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

（利用料金）

第12条 知事は、指定管理者に府民の森の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、府民の森を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、知事が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 指定管理者は、知事が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表（第12条関係）

区分		単位	金額
ほりご園地	コテージ (大)	小学生、中学生等	円
		大人	2,500
	コテージ (小)	小学生、中学生等	2,200
		大人	3,100

備考 「小学生、中学生等」とは、小学生、中学生及びこれらに準ずる者をいう。

○ 通勤手当の支給事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府環境農林水産部 （環境管理室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月16日から 平成22年8月11日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

**指摘事項**

通勤手当の支給事務について、産前産後休暇及び育児休業により勤務実態がない期間があったにもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあった。

**指摘事項の内容等**

- 1 環境農林水産部環境管理室環境保全課A職員は、平成21年4月に6か月分の通勤手当の支給を受けたが、平成21年6月1日から同年9月18日まで産前産後休暇を取得し、週休日を挟んで、引き続き同月21日から育児休業をしたことにより、同年6月分から9月分までについては、勤務実態がなく支給要件が消滅していた。
- 2 しかしながら、当該手当について再計算による戻入処理が行われなかったため、下記のとおり過払いとなっていた。

期 間	既 支 給 額	再計算による 正 支 給 額	過 払 支 給 額
平成21年4月～ 平成21年9月	49,200円	18,520円	30,680円

- 3 本件については、速やかに戻入等の是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう適正な事務執行に努められたい。

(参考)

○ 職員の通勤手当に関する規則

第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。

○ 道路賠償責任保険の競争入札の採用について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府都市整備部 （交通道路室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月15日から 平成22年8月4日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出

指摘事項

道路賠償責任保険について、競争入札に付することが不利と認められるときに該当すると判断して、平成元年から特定の保険会社と継続して随意契約を締結しているが、他府県で入札している所があること、価格競争の可能性があること、説明責任の観点等から、競争入札に付すべきである。

指摘事項の内容等

- 1 府が設置・管理している道路の瑕疵による事故等の賠償に備えて加入している道路賠償責任保険について、競争入札に付することが不利と認められるとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）に該当すると判断して、平成元年から継続して特定の保険会社と随意契約を締結している。随意契約理由書では「道路賠償責任保険は年度間の事案発生件数の増減が大きく、特に本府のような都市部の道路においては、そもそも1年間という短い契約期間では保険会社のリスクも大きいことから、入札に付すと保険金が高くなり、不利になるおそれが高いこと。」が理由とされている。なお、平成21年度の契約内容は以下のとおりである。

項目	内容		
保険期間	平成21年4月28日～平成22年4月28日 （1年間）		
年間保険料	12,000千円		
てん補限度額	1名につき	身体	50,000千円
	1事故につき	身体	300,000千円
		財物	10,000千円

- 2 平成元年度から平成21年度までの累計ベースで見ると、賠償金発生額よりも保険料の金額の方が小さく、結果として随意契約による継続した契約締結が府の財政にとって有利に働いているとも言えるが、平成17年度以降の各年度における保険料に対する賠償金発生額はいずれも妥当な水準に留まっており、競争入札によって価格上の利益が得られる可能性がある。また、随意契約理由書には「入札を付すと保険金が高くなり、不利になるおそれが高い」と記載されているが、実際に入札に付したことはなく、府にとって不利になるとは必ずしも言えないと考えられる。

なお、保険料と賠償金発生額との推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成元年度～ 平成16年度 （累計）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
保険料	76,102	9,900	9,900	9,900	13,200	12,000	131,002
賠償金発生額	120,321	4,207	2,033	4,620	5,170	1,758	138,109
限度額	対人（1名）						50,000
	対人（1事故）						300,000
	対物（1事故）						10,000

（注）保険料は過去の損害保険金と予定損害率（60%）に基づき3年ごとに更新されている。

- 3 当該道路損害賠償契約を競争入札に付すことの適否について契約局に確認したところ、「道路賠償責任保険については、他府県で入札している所があること、価格競争の可能性があること、説明責任の観点等から入札すべきではないか。」との見解であった。当該契約については、随意契約ではなく、競争入札に付すべきであると考えられる。

(参考)

**地方自治法施行令第167条の2第1項第6号**

競争入札に付することが不利と認められるとき。

**大阪府随意契約ガイドライン (案) 第3項第5号**

競争入札に付することが不利と認められるとき。この場合には、おおむね次の場合が該当する。

ア 競争入札によって得られる価格上の利益が入札に要する経費と比較して得失相償わないと認められるとき。

イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

ウ 買入を必要とする物品が多量であり、購入先を分けて買入なければ価格を騰貴させるおそれがあるとき。

エ 早急に契約をしなければ契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

以上の運用の解釈として、契約の目的に照らした結果、施工・実施できる者が一定数限定される場合には、競争入札による手続きの煩雑、経費の増加及び契約相手方の決定に要する日時を考慮すると随意契約を適用する方が有利に契約締結できる場合、又は競争入札に付することが不利になる場合がある。このような場合は令第167条の2第1項6号を適用することとしている。

○ 大阪府流域下水道維持操作事務府費補助金に関する事務手続の不備について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府都市整備部 （下水道室）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月15日から 平成22年8月4日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出

**指摘事項**

大阪府流域下水道維持操作事務府費補助金において、大阪府流域下水道維持操作事務府費補助金交付要綱に補助の条件として定められた提出書類が平成19年度以降交付先（豊中市）より入手されておらず、交付要綱に定める事務手続の運用に不備が認められる。

**指摘事項の内容等**

- 1 猪名川流域下水道は、府及び兵庫県が建設し、維持操作は豊中市が行っている。府は流域下水道管理者として維持操作事務処理が適正に行われるように助成措置を構ずる必要があるため、大阪府流域下水道維持操作事務府費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に基づき、豊中市に府費補助金を交付している。補助金の額は、補助事業のうち、各事務費目ごとに一定の補助率を乗じて算出され、その支給額は平成20年度実績額48,399,000円、平成21年度実績額47,091,000円、平成22年度予算額42,383,000円となっている。
- 2 補助の条件として、交付要綱第5条第3項では、補助金の交付を受けた豊中市に歳入歳出決算事項別明細書等7種類の決算関係書類の提出を求めているが、平成19年度以降これらの書類は入手されておらず、交付要綱に定める事務手続の運用に不備が認められる。
- 3 今後、このようなことのないよう、適正な事務の執行に努めるとともに、再発防止のための内部統制の仕組みを構築されたい。

**大阪府流域下水道維持操作事務府費補助金交付要綱**

**第5条第3項(補助の条件)**

補助金の交付を受けた市町村等は、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)の規定に基づく会計事務を行い、決算を同法第233条第3項に規定する議会の認定に付したうえで、次の各号に掲げる書類を調製し、所定の期日までに知事に提出しなければならない。

- 1 歳入歳出決算事項別明細書
- 2 実質収支に関する調書
- 3 財産に関する調書
- 4 主要な施策の成果を説明する書類
- 5 歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書
- 6 給与費の内訳を明らかにした給与費明細書
- 7 その他知事が必要と認める書類



○ 契約変更について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府住宅まちづくり部 （居住企画課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月17日から 平成22年7月30日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	歳出

**指摘事項**

大阪府住宅まちづくり部の平成21年4月30日に締結している変更契約（特定優良賃貸住宅等の入居者負担額認定等事務）は当初契約と業務の内容が大きく異なるものであり、変更契約ではなく、別途、契約を締結すべきものであった。

**指摘事項の内容等**

- 大阪府住宅まちづくり部では、「特定優良賃貸住宅等の入居者負担額認定等事務」について、大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）と随意契約を締結している。
- 下表のとおり、平成21年4月1日に当初契約を締結しているが、これは平成20年度同業務について、予算不足に陥ったため、翌年度に繰り越されたものである。大阪府住宅まちづくり部では、この繰り越された業務について平成21年4月中に執行することを公社に委託した上で契約を締結し、本来の平成21年度委託業務については変更契約手続を行うことで対応していた。

**【特定優良賃貸住宅等の入居者負担額認定等事務の委託契約】**

		平成21年4月1日当初契約	平成21年4月30日変更契約	
委託金額		381,150円	12,525,450円	
委託期間		平成21年4月1日から 平成21年4月30日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	
内訳		当初契約分	当初契約分 増加分	
業務量	新規認定	20戸分	1,179戸分	
	継続認定	—	5,322戸分	
	激変緩和分	—	1,032戸分	
人件費単価	正職員	技術士 26,000円/人日 技術員 22,100円/人日	同左 3,840円/時間 正職員・非常勤の区別なし	
	非常勤	正職員人件費の0.92		
業務項目	新規認定	入居者負担額認定申請審査	同左	入居者負担額の算出
		入居者負担額通知票作成・照合		入居者負担額通知票作成・照合
		入居者負担額推移算定・表作成		
		退去・辞退処理		
	継続認定	該当なし	同左	入居者負担額認定申請審査（初回）
				入居者負担額認定申請審査（2回目以降）
			入居者負担額の算出	
			入居者負担額通知票作成・照合	
			激変緩和措置者の後年度入居者負担額算出	

3 しかし、変更契約の増加分は、当初契約分と比較し、以下の点で大きく業務項目が変わっていることに留意が必要である。

- ・当初契約分は平成20年度からの繰り越し業務であり、継続認定業務が含まれていなかったが増加分では含まれている。
- ・平成21年度より新規認定業務の一部の業務（入居者負担額認定申請審査等）が委託対象から外されているが、当初契約は平成20年度からの繰り越し業務であるため、従来のままとなっている。

すなわち、当初契約分と増加分では、その業務項目が大きく異なっており、通常の契約期間や単価金額の変更とは違い、基本的な契約の内容が異なっているものであると考えられる。

4 以上を鑑み、本件は変更契約で対応するのではなく、平成20年度からの繰り越し業務とは分けた上で、別途契約を平成21年4月から締結すべきであったと考えられる。

今後の契約にあたっては、別途契約を締結すべきなのか、変更契約で対応すべきなのかについては慎重に検討した上で判断されたい。

○ 府民に身近な議会の広報・公聴について（手話通訳）

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府議会事務局	監査（検査） 実施年月日	平成22年6月22日 平成22年7月21日
処理区分	指示事項	事務区分	歳出
<p><b>指示事項</b></p> <p>手話通訳については、制度開設以来、稼働実績が少ない状況にある。 また、手話通訳の対応時間帯は、原則、手話通訳者の待機時間帯（2時間）となっており、待機時間帯以外のニーズへの対応は、その都度契約業者との協議となっている。 今後、直接傍聴者の有無にかかわらず手話通訳を行い、インターネット中継でも手話通訳を放映するなど、直接傍聴に来られない聴覚障がい者にも議会の内容を伝えることができるよう、きめ細かな対応を検討されたい。</p>			
<p><b>指示事項の内容等</b></p> <p><b>1 背景・現状</b></p> <p>議会の傍聴については、平成5年9月定例会から本会議、平成11年9月定例会からは常任委員会（テレビ傍聴）において、聴覚に障がいのある傍聴者（以下「傍聴者」という。）に対する手話通訳を実施しているところである。</p> <p><b>2 課題</b></p> <p>(1) 手話通訳については、制度開設以来、稼働実績が少ない状況にある。 また、手話通訳者の待機状況を見ると、本会議においては、議会開会時の午後1時から2時間となっており、委員会においても午前10時からの2時間となっている。 手話通訳の対応時間帯は、原則、この手話通訳者の待機時間帯（2時間）となっており、待機時間帯以外のニーズへの対応は、その都度契約業者との協議となっている。</p> <p>(2) 議会の広報の基本的な考え方は、議会への府民の関心が深まるよう取り組むこととなっている。 今後、傍聴者に対する手話通訳については、議会における広報の全体の見直しを図りながら、直接傍聴者の有無にかかわらず手話通訳を行い、インターネット中継でも手話通訳を放映するなど、直接傍聴に来られない聴覚障がい者にも議会の内容を伝えることができるよう、きめ細かな対応を検討されたい。</p>			

○ 扶養手当の認定事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府教育委員会事務局 （学校総務サービス課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年5月25日から 平成22年8月27日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

**指摘事項**

扶養手当の認定事務において、扶養親族の所得額を誤ったため、同手当等が過払いとなっているものがあつた。

**指摘事項の内容等**

- 熊取町立熊取南中学校A教員は、新規採用により、平成21年4月から配偶者の扶養手当の認定・支給を受けた。ところが、監査時に確認したところ、配偶者は平成21年4月6日から就職し、同年5月から所得限度額を超える収入を得ており、扶養手当の受給要件が消滅したにもかかわらず、認定を取り消すことなく継続して手当の支給がなされていた。  
このため、平成21年5月分から平成22年5月分まで、扶養手当等が過払いとなっていた。

支給期間 平成21年5月～ 平成22年5月	既支給額	正支給額	差額
扶養手当	273,000 円	78,000 円	195,000 円
調整（地域）手当	361,956 円	342,456 円	19,500 円
期末手当	798,808 円	755,248 円	43,560 円
合計	1,433,764 円	1,175,704 円	258,060 円

（監査対象 平成21年度分 225,060 円）

- 扶養手当は、扶養親族で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けている者のある職員に支給することになっている。他に生計のみちがあるかどうかの判断については、その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額の多寡によって行い、年額130万円程度以上である者は扶養手当の支給対象とはならない。（職員の扶養手当に関する規則第3条第2項）  
なお、扶養親族の所得限度額については、本件のように給与等月単位の所得を得ているような者にあつては、その所得が月々恒常的に130万円の12分の1（108,334円）未満であるかどうかで判断する。
- 本件については、戻入の措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう小中学校教職員に關係規則等の周知徹底を図るとともに、認定後も適宜確認するなど適正な認定事務が行われるよう認定者の指導に努められたい。

**【参考】**

職員の扶養手当に関する規則

(認定)

第3条 (略)

2 任命権者が前項の認定を行うに当たっては、次の各号に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

一 (略)

二 その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額百三十万円程度以上である者

※所得の種類と限度額の考え方について

(1) 年金・自営業所得・農業収入等・・・年額限度額 (130万円未満) でみる。

(2) アルバイト、家賃収入等・・・月額限度額 (108,334円未満) でみる。

(3) 雇用保険の受給等・・・日額限度額 (3,412円未満) でみる。

○ 住居手当の支給事務について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府教育委員会事務局 （学校総務サービス課）	監査（検査） 実施年月日	平成22年5月25日から 平成22年8月27日まで
処理区分	指摘事項	事務区分	庶務諸給与

**指摘事項**

住居手当の認定事務において、職員の家賃負担額を誤っていたため、同手当が過払いとなっているものがあつた。

**指摘事項の内容等**

- 1 高石市立加茂小学校A職員は、平成20年3月から家賃（月額82,000円）をもとに借家に係る住居手当を認定されていた。ところが、監査時に確認したところ、当該住居には兄弟2人で居住し、家賃を共同負担しており、負担割合に応じて認定額を決定すべきであるにもかかわらず家賃の全額を認定していたため、平成20年3月から平成22年6月まで、住居手当が過払いとなっていた。

過払支給期間 平成20年3月～平成22年6月	既支給額	正規支給額	過払支給額
住居手当	756,000円	674,800円	81,200円

（監査対象 平成21年度分 34,800円）

- 2 住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、月額1万2千円を超える家賃を支払っている職員やその所有に係る住宅に居住している職員等に支給することになっている。  
任命権者は、職員から住居手当の届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者に支給すべき住居手当の月額を決定することが必要である（職員の住居手当に関する規則第7条）が、本件については適正な住居手当の決定がなされていなかった。
- 3 本件については、戻入等の是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう小中学校教職員に係る規則等の周知徹底を図るとともに、適正な認定事務が行われるよう認定者の指導に努められたい。

**【参考】**

職員の住居手当に関する規則

（確認及び決定）

第7条 任命権者は、職員から前条第一項の規程による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十三条の五一項の職員たる条件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

○ 産業廃棄物処理に係る契約締結及び経費支出事務について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府立今宮高等学校	監査（検査） 実施年月日	平成22年5月18日
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	歳 出

**指摘事項**

産業廃棄物処理に係る委託契約・経費支出手続において、経費支出伺と契約書の内容が整合しておらず、経費支出伺が誤っていることが明らかであるにもかかわらず、必要な是正処理を行うことなく、支出命令しているものがあつた。

**指摘事項の内容等**

- 産業廃棄物を業者に委託して処分する場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）に基づき、排出者が産業廃棄物の処理業の許可を受けた「収集・運搬業者」と「処分業者」それぞれと書面による契約を締結することが義務付けられている。
- 府立今宮高等学校における産業廃棄物処理委託契約に係る経費支出手続及び契約書作成手続について確認したところ、以下の状況であつた。

**【契約書と経費支出伺の状況】**

区 分	締結済み契約書		経費支出伺 (支出負担行為)
	A 社	B 社	
業務委託先 {債権者}	A 社	B 社	A 社
産業廃棄物処理 委託業務の内容	収集・運搬	処分	収集・運搬、 <u>処分</u>
産業廃棄物の種類・数量	<u>混合廃棄物・都度見積</u>	<u>混合廃棄物・都度見積</u>	<u>生徒連結机190台</u>
委託単価 (支出負担行為額)	<u>都度見積</u>	<u>都度見積</u>	<u>139,650円</u>
{予算科目}	<u>(役務費)</u>	<u>(委託料)</u>	<u>委託料</u>
契約締結日 (施行日)	平成21年9月 <u>26日</u>	平成21年9月 <u>26日</u>	平成21年9月 <u>14日</u>
契約期間	平成21年9月26日から <u>平成22年3月31日</u> まで	平成21年9月26日から <u>平成22年3月31日</u> まで	平成21年9月26日から <u>平成21年11月30日</u> まで
契約書の作成	要書面（標準契約書）	要書面（標準契約書）	省 略

(注) A社：産業廃棄物処理業（収集・運搬業）許可業者。処分業の許可なし。

B社： 同 上 （処分業）許可業者

**【委託業務完了の状況（廃掃法に基づく産業廃棄物管理票の記録）】**

本件に係る産業廃棄物管理票を確認したところ、本件の産業廃棄物は、契約締結後に府立今宮高等学校から収集・運搬業者のA社に引き渡され、同社が処分業者のB社に運搬した後、同社が処分していた。

区分	A 票 (引 渡)	B 2 票 (運搬終了)	D 票 (処分終了)	E 票 (最終処分)
収集 運搬	平成21年9月26日 今宮高等学校－A社	平成21年9月26日 A 社	—	—
処分	—	—	平成21年9月28日 B 社	平成21年9月29日 B 社

(1) 経費支出事務

- ・ 本件は、産業廃棄物の収集・運搬業許可業者であるA社と、処分の許可業者であるB社それぞれと契約しなければならないにもかかわらず、経費支出伺においてすべての業務をA社に委託・支出していた。  
また、その結果、収集・運搬業務については役務費、処分業務については委託料とすべきところ、全額が委託料となっていた。
- ・ A社は収集・運搬の許可業者であるが処分の許可業者ではないことから、A社が処分までできないことは明らかである。
- ・ また、同校は、経費支出伺では収集・運搬・処分を一括してA社に委託する意思決定を行う一方で、契約書では収集・運搬（A社）と処分（B社）を分けて契約している。さらに、業務実施の各段階で作成される産業廃棄物管理票でも、処分はB社が実施していることが記録されている。
- ・ このように、経費支出伺が誤っていることが明らかであるにもかかわらず、必要な是正処理を行わず、支出命令したことは府財務規則第40条に違反するものである。
- ・ なお、府立今宮高等学校においては、本件の後に2件の産業廃棄物処理に係る経費支出を行っているが、これらの事案については会計処理上の問題はなかった。

(2) 意思決定及び公印管理事務

- ・ 本件は、経費支出伺の意思決定内容と契約書の内容が異なるものとなっている。このような処理はあってはならないことであり、意思決定や公印管理の面で改めて厳正な取扱いを徹底すべきである。

(3) 廃掃法に基づく産業廃棄物の処理事務

- ・ 本件の契約書は、廃掃法に基づく標準契約書を使用しているが、廃棄物の種類・数量、委託単価については具体的に記載されておらず、包括的な契約となっている。
- ・ 府環境農林水産部環境管理室事業所指導課に確認したところ、「廃掃法上、包括的な契約を行う場合においても、契約書には廃棄物の種類、数量、単価を記載する必要があるとされているが、長期的又は継続的な取引を行う場合については、当該廃棄物の処理を行う前に、覚書等で具体的な業務委託内容を取り交わすことはやむを得ない。また、廃棄物の種類は本契約書に記載する必要がある。」との回答であり、今後改善すべきである。

3 本件については、速やかに是正措置を講じるとともに、今後、このようなことのないよう、起案者のみならず、決裁関与者を含めて十分注意するとともに、再発防止のための措置を講じられたい。



## 【参 考】

### 地方自治法

(支出負担行為)

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

### 大阪府財務規則

(支出の命令)

第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書(様式第30号)を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。

### 大阪府教育委員会公印規程

(公印の使用)

#### 第11条

1～2 (略)

3 公印取扱者は、出先機関の施行文書について、公印を使用しようとするときは、当該施行文書を決裁の終わった文書と照合審査し、相違がないことを確認の上、使用しなければならない。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業者の処理)

#### 第12条

3 事業者(略)は、その産業廃棄物(略)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者に、それぞれ委託しなければならない。

4 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第6条の2 法第12条第4項に政令で定める基準は、次のとおりとする。

1 産業廃棄物(略)の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

2 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、(略)他人の産業廃棄物処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

3 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。

イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量

(以下、略)

○ 公有財産の管理事務について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府立成城高等学校	監査（検査） 実施年月日	平成 22 年 5 月 24 日
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	財 産
<b>指摘事項</b> 学校敷地内に、所要の手続を経ることなく民間建物の侵入防止用柵が設置されていた。			
<b>指摘事項の内容等</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>大阪府立成城高等学校敷地の北側一面には塀が設置されており、塀から約60センチメートル外側までが学校用地となっている。                      現地を調査したところ、北側に隣接する民間建物の所有者が所要の手続を経ることなく、敷地境界を越えて塀まで侵入防止用柵（扉付き）を取り付けていた。</li> <li>大阪府公有財産規則第14条では、「公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない」とされている。                      公有財産の適正な管理を図るためには、当該財産の実態を調査してその現状を把握（土地にあっては、不法に占拠され、又は境界が不明になっていないか）し、常に適正な管理に努めなければならない。                      また、大阪府立高等学校の長は、同規則第3条第1項の規定により、行政財産の管理を委任されている者であることから、行政財産たる高等学校敷地については、常に適正に管理しなければならない。</li> <li>本件については、速やかに設置者と協議を行い、必要な対応を講じられたい。また、今後、このようなことがないよう行政財産の適正な管理に十分留意されたい。</li> </ol>			
大阪府公有財産規則 （管理の原則） 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。			

○ 業務委託契約事務について

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	大阪府立東淀川高等学校	監査（検査） 実 施 年 月 日	平成22年5月20日
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	歳 出

**指摘事項**

委託契約において、本来入札を実施すべきところ、第1号随意契約（少額随意契約）の限度額以内とするため委託業務の一部項目を恣意的に省くことにより、随意契約をしているものがあつた。

**指摘事項の内容等**

- 1 大阪府立東淀川高等学校のガス冷温水機保守点検委託契約について確認したところ、平成20年度まで年2回に分けて随意契約していたものを一括して契約するに当たり、委託業務の一部の業務（表1の業務）を省くことにより予定価格を随意契約の限度内として随意契約を行っていた。

表1 平成21年度契約において委託業務から省いた業務

保守点検作業業務	平成20年度の 見積（a）	平成21年度の 見積（b）	（a） - （b）
冷温水器運転期間前の停止時の 保守点検作業業務	163,800円	除外	163,800円
運転期間後の保守点検作業業務	163,800円	除外	163,800円
吸収液分析とインヒビターの補充（平成21年度は吸収液分析のみ）	102,900円	71,400円	31,500円
計	430,500円	71,400円	359,100円

表2-1 平成21年度の契約

目 的	ガス冷温水機2基の保守点検
契 約 日	平成21年5月26日
委 託 先	甲株式会社西日本支社（ガス冷温水機の製造業者）
契 約 金 額	999,600円（うち消費税額47,600円）
契 約 期 間	平成21年5月26日から平成22年3月31日まで
契 約 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号

表2-2 平成20年度までの契約

年 度	1 回目 の 契 約 金 額		2 回目 の 契 約 金 額		年 間 契 約 金 額
平成18年度	冷 房 時	793,800円	暖 房 時	567,000円	1,360,800 円
平成19年度	冷 房 時	793,800円	暖 房 時	567,000円	1,360,800 円
平成20年度	暫定予算	699,300円	本格予算	651,000円	1,350,300 円

(注1) 平成19年度までは冷房時及び暖房時に分けて契約。いずれも甲株式会社西日本支社と1号随意契約。

(注2) 平成20年度は暫定予算の関係で、暫定予算(平成20年5月28日から同年7月31日まで)と本格予算(平成20年8月21日から平成21年3月31日まで)に分けて契約。いずれも甲株式会社西日本支社と1号随意契約。

2 地方公共団体の締結する契約は一般競争入札が原則であり、随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当するときに限り、行うことができるものである。

委託契約では予定価格が100万円を超えないもの場合に随意契約によることができることとされており(府財務規則第61条の2第6号)、この金額を上回るものは入札の方法により契約を締結しなければならない。

本来必要な業務を契約から省くことにより、予定価格を随意契約の限度額以内として随意契約とすることは、法令に違反するものである。また、随意契約に当たり、事前に特定の業者と調整を行っており、契約の公正性も疑われる。

さらに、機器の管理・運用にも支障を及ぼす恐れがある。

3 本委託契約については、平成19年度の監査において、冷房時・暖房時に分けて随意契約するのではなく、一括して1件の契約として競争入札導入の検討を求めたものであるにもかかわらず、このような状態となっていることは問題である。

4 今後、契約締結に際しては、法令の規定に基づいた適切な事務処理を行うことにより、適正な事務の執行をされたい。なお、平成22年度も同様の契約を行っているところであるが、機器の管理・運用上、支障がないか検証を行った上で保守点検内容の見直し等の措置を講じられたい。

(参考)

地方自治法

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

大阪府財務規則

第61条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

○ 公印の管理の適正化について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府立大和川高等学校	監査（検査） 実施年月日	平成22年5月26日
処理区分	指摘事項	事務区分	業 務
<p><b>指摘事項</b></p> <p>大阪府立大和川高等学校では、平成21年度まで公印使用管理簿により公印使用の管理を行っていたが、公印使用管理簿の決裁欄の押印がなく、適正に公印使用の意思決定がされたか確認できない状態であった。</p> <p>また、平成22年度は、大阪府教育委員会公印規程の改正（平成22年4月1日施行）により新たに定められた公印使用台帳へ切り替えが行われていなかった。</p> <p>さらに、公印使用管理簿の担当者記載欄の記載内容が十分でないこと及び起案用紙の公印欄等に押印がないことから、公印の使用状況が把握できないものがあった。</p> <p>今後、公印の管理を厳正に行うこととされたい。</p>			
<p><b>指摘事項の内容等</b></p> <p>1 大阪府立大和川高等学校において、公印使用の管理状況を調査したところ、次の状況であった。</p> <p>(1) 各種証明書等について</p> <p>成績証明書、調査書等の各種証明書等については、平成21年度まで同校では教務部又は進路指導部において証明書等の発行の意思決定を行い、事務室において公印使用管理簿に記載し、決裁者（校長、教頭、事務長）の決裁を得て校長印を押印し、発行することとしていた。</p> <p>しかし、公印使用管理簿を確認したところ、決裁欄に押印がなく、適正に意思決定されたか否か確認できない状態であった。</p> <p>また、公印使用管理簿の担当者記載欄には、あて先、用件等を具体的に記載しなければならないところ、用件はただ「調査書」とのみ記載され、どの生徒の調査書を発行したのかが分からない事例があった。</p> <p>さらに、平成22年度以降も公印使用管理簿を使用しており、大阪府教育委員会公印規程の改正（平成22年4月1日施行）により新たに定められた公印使用台帳への切り替えが行われていなかった。</p> <p>(2) 契約締結について</p> <p>同校の契約締結の起案を確認したところ、起案用紙の公印欄等に押印がないものがあった。</p> <p>2 公印使用管理簿上の決裁欄及び起案用紙上の公印欄等に押印がなされていないことは、府教育委員会行政文書管理規程等が定める手続を欠くものであり、同規程等に違反するものである。</p> <p>今後、このようなことのないよう、公印を厳正に管理することとされたい。</p>			

(参考)

大阪府教育委員会行政文書管理規程（平成15年大阪府教育委員会教育長訓令第1号）

(起案)

第28条 行政文書の起案は、収受・起案用紙(様式第8号)を用いて行わなければならない。

(公印の押印等)

第33条 施行文書(電子文書を除く。)について、決裁文書と照合して相違のないことを確認の上、公印及び契印を押印しなければならない。

大阪府教育委員会公印規程（昭和47年大阪府教育委員会教育長訓令第3号）

(公印の使用)

第11条 略

2 略

3 公印取扱者は、出先機関の施行文書について、公印を使用しようとするときは、当該施行文書を決裁の終わった文書と照合審査し、相違がないことを確認の上、使用しなければならない。

4 公印取扱者は、施行文書について公印を使用したときは、公印使用台帳(様式第2号)に必要な事項を記載しなければならない。ただし、第一項の方法により起案した施行文書以外の施行文書について公印を使用した場合であって、本文の規定により難しいときは、公印使用台帳に代わる台帳にこれに記載すべき事項を記載することができる。

※ 第4項（下線部分）は、平成22年4月1日から施行

○ 行政財産の使用許可について

監査（検査） 対象 機関・団体 （会計）	大阪府立大和川高等学校	監査（検査） 実施年月日	平成22年5月26日
処理区分	指摘事項	事務区分	財産
<b>指摘事項</b> 学校敷地の上空に、電力会社の電線が行政財産の使用許可を受けることなく設置されていた。			
<b>指摘事項の内容等</b>  1 大阪府立大和川高等学校敷地を調査したところ、同敷地の北西角の上空に、電力会社の電線が、行政財産の使用許可を受けることなく設置されていた。  2 大阪府公有財産規則第14条では、「公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない」とされている。 公有財産の適正な管理を図るためには、当該財産の実態を調査してその現状を把握（土地にあっては、不法に占拠され、又は境界が不明になっていないか）し、常に監視を行わなければならない。  3 大阪府立高等学校の長は、同規則第3条第1項の規定により、行政財産の管理を委任されている者であることから、行政財産たる高等学校敷地については、常に適正に管理しなければならず、特に無許可による占有がなされないように注意しなければならない。  4 本件については、設置者に対して速やかに設置物を敷地外に移動させるか、又は、使用許可の申請手続を取るよう指示するとともに、今後、行政財産の適正な管理に十分に留意されたい。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;">                     （参考）                      大阪府公有財産規則（昭和43年大阪府規則第30号）                      （事務の委任）                      第3条 知事は、教育委員会、警察本部長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び予算執行機関の長並びに議会事務局長である法第七十二条第一項の職員に、次に掲げる事務（次項の規定により権限を委任される者の権限に属するものを除く。）をその所掌に係るものの範囲において委任する。                      一 行政財産の取得及び管理に関すること。                      二 知事の指定する普通財産の取得、管理及び処分に関すること。                      （管理の原則）                      第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。                 </div>			